

土地・家屋の評価など  
縦覧、閲覧できます

問 税務課 ☎(55)71222

▼縦覧制度／固定資産税の納税者が、自分の土地や家屋の評価額を他の土地や家屋の評価と比べて、適正かどうかを判断することができます。

▼縦覧期間／4月1日(水)～30日(木)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

▼縦覧場所／税務課

※今年度より、各支所では縦覧できません。

▼縦覧に必要なもの／納税者として本人確認ができるもの(納税通知書・運転免許証など)※代理人は委任状が必要

▼閲覧制度／納税義務者は、固定資産課税台帳に記載されている自己資産を、閲覧および証明により内容を確認することができます。

▼閲覧期間／4月1日(水)～令和3年3月31日(水)午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く)

▼閲覧場所／税務課および各支所  
▼閲覧できる方／

①納税義務者(家族の場合は当初納税通知書または委任状と身分証明書の提示が必要)

②借地人・借家人(その権利を有する書類の提示が必要)

③処分する権利を有する方(その権利を有する書類の提示が必要)

4月から  
違反対象物公表制度を開始します

問 消防本部予防課 ☎(26)1109

▼違反対象物公表制度とは／建物の利用者自らが利用する建物の危険性を判断できるよう、重大な消防法令違反の情報をホームページに公表する制度

▼公表の対象となる建物／飲食店、物販売店などの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などで避難することが困難な方が利用される建物

▼公表の対象となる違反／建物に設置が義務付けられた消防用設備(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が設置されていない場合)

▼公表の流れ／消防本部が実施する立入検査で違反を確認し、建物の関係者に違反を通知してから14日が経過してもその違反が継続している場合に、違反が是正されるまで公表

▼公表の内容／建物の名称、所在地、違反の内容を市ホームページに掲載

令和5年成人式について

問 生涯学習課 ☎(55)7137

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き上げられる改正民法が成立しました。それに伴い市では、令和5年1月の成人式から式典の名称を、「二十歳の祝い(仮)」とし、これまで通り二十歳の方を対象に式典を開催することとしました。

介護保険料のお知らせ

問 高齢福祉課 ☎(55)7116

▼介護保険料の仮徴収／介護保険料は前年所得(令和元年中)をもとに計算するため、令和2年度の保険料額は前年所得が確定する6月以降でなければ決まりません。このため前年度から継続して保険料が賦課されている方は、仮徴収を行います。

【特別徴収(年金から天引き)の方】

2月に特別徴収された保険料の同額が4、6、8月の年金から天引きされます。

【普通徴収(納付書、口座振替)の方】

前年度をもとに、第1期(4月)・第2期(6月)を暫定賦課します。納入通知書(納付書)は4月中旬に送付します。

▼令和2年度の確定した保険料額(年額)／確定した年間保険料額(年額)から仮徴収賦課分を差し引いた残額を、以降の納期に振り分けれます。決定通知書は7月中旬に送付予定です。

令和2年度 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料のお知らせ

問 保険年金課 ☎(55)7119

特別徴収(年金からの天引き)の方

2月に特別徴収された保険税(料)の同額が4、6、8月の年金から天引きされます。確定した年間保険税(料)額(年額)から仮徴収賦課分を差し引いた残額を以降の納期に振り分けれます。

普通徴収(納付書、口座振替)の方  
納期が変更になりました

保険税(料)の仕組みを分かりやすくし、納期により税額(料金)が大幅に増減することを防ぐため、仮算定を廃止しました。令和2年度の確定した保険税(料)額(年額)の決定通知書を7月中旬に送付します。納期は、7月から翌年3月までの毎月納付(年9回)です。

後期高齢者医療制度の保険料率等  
改定

問 保険年金課 ☎(55)7119

【令和2・3年度の保険料率】

財政運営期間の2年間で医療給付費などの財源に充てるため、保険料率の改定が行われます。

保険料率増加の主な理由は、医療給付費の増加です。(1人当たり2.72%増)

平成30・令和元年度の保険料率		令和2・3年度の保険料率	
所得割率	8.76%	所得割率	9.64%
被保険者均等割額	45,379円	被保険者均等割額	48,765円
賦課限度額	62万円	賦課限度額	64万円
平成30・令和元年度一人当たり平均保険料(年額)	83,781円	令和2年度一人当たり平均保険料(年額)	92,191円(10.04%増)